六(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　魚つき
解除の理由　漁港施設用地とするため
(三)　解除に係る保安林の所在場所　北海道北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　道路用地とするため
八(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道北見市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
(三)　解除の理由　漁港施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに北見市役所及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十四年十二月十日

農林水産大臣　郡司　彰

一　解除に係る保安林の所在場所　三重県伊賀市西高倉字ナメリ四一〇の四、四一二の三から四一二の八まで、四一三、四二九の三、四三〇の三から四三〇の五まで、四三一の四から四三一の七まで、四三〇の一・四三一の一・四三一の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び伊賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十二月十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
浦上川支渓7
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県奄美市名瀬大字浦上字緑　一一四八番一地先河川敷　一号
一一四八番一地先河川敷　二号及び三号
一一五一番一　四号及び五号
一一五〇番一　六号
一一五三番　七号
一一五六番　八号
一一六三番　九号
一一六六番　十号及び十一号
一一七〇番　十二号及び十三号
一一七一番　十四号及び十五号
一一七二番　十六号から十八号
一一七二番地先河川敷　十九号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
脇之戸川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
鹿児島県奄美市住用町大字城字池平　一一八二番
一一八四番
一一八五番
一二一八番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成二十四年国土交通省告示第四百七十三号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県奄美市住用町大字城字池平
一一七二番甲　一号から五号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中島川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県奄美市名瀬大字浦上字前勝　八〇九番ハ　一号
八〇八番二　二号から五号
八一三番三　六号
八一四番二　七号及び八号
八四一番一　九号から十一号
八五〇番　十二号及び十三号
八五一番　十四号及び十五号
八五九番　十六号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
加世間沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木字ハチ坊　一八七九番　一号、二号及び四号
一九〇一番　三号
一九〇七番一　五号
一九一一番　六号
一九〇八番　七号
一九〇五番　八号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
与蓋川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地（昭和五十四年建設省告示第千六号で指定した同号三に掲げる土地の区域及び平成二十四年国土交通省告示第四百七十三号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県奄美市名瀬大字浦上字ヤン川　六〇九番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十四年建設省告示第千六号で指定した同号三に掲げる土地の区域及び平成二十四年国土交通省告示第四百七十三号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県奄美市名瀬大字浦上字ヤン川　五九九番一　一号、二号及び五号
六〇四番　三号及び四号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大和浜川（2）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鹿児島県大島郡大和村大字大和濱字瀧ノ川　八九番二　一号及び二号
八九番三　三号から五号
九三番一　六号から八号
九号から十一号
十二号及び十三号
十四号
十五号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうち、その接している区間の道路敷
鹿児島県大島郡龍郷町大勝字山田　一四三二番八から一四三二番一一まで
一四三二番一四及び一四三二番一五
一四三三番から一四三五番まで
一四三七番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鹿児島県大島郡龍郷町大勝字山田　一四三二番一一　一号及び二号
一四三七番二　三号及び四号

○国土交通省告示第千四百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十四年十二月十日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
東雲川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和二十四年建設省告示第九百二号及び昭和三十一年建設省告示第千百三十三号で指定した土地の区域
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
枝迫川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和三十一年建設省告示第千百三十三号で指定した土地の区域
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
蕨野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和四十一年建設省告示第二千六百三十六号で指定した土地の区域
字松崎　一七番一
一九番
二〇番
八九番二地先道路敷　十五号